

## 宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年1月12日（金） 午後1時30分
- 2 開催場所 市役所 防災研修室AB
- 3 出席委員（農業委員14名＋推進委員5名）

### 農業委員（14名）

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、  
4番 吉崎康正、5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、  
8番 高崎雅俊、9番 水上昭和、10番 山本 隆、11番 占部 博、  
12番 遠藤讓一、13番 阿部 進

### 推進委員（2名）

1番 松田隆春、6番 北崎哲之

- 4 欠席委員 なし

### 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第31号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第18号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第19号 非農地証明願の届出について
- (3) 報告第20号 農地の賃借料情報について

### 6 その他

### 7 農業委員会事務局職員

局長 荒牧 裕次  
係長 佐野 史晃  
主査 原 美佐子

## 8 会議の概要

議長 長 ただ今から、令和 5 年度 第 9 回農業委員会を開会いたします。本日の委員 14 名中 14 名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第 1 の、議事録署名委員の指名を行います。1 2 番 遠藤委員、2 番 山本委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第 2 審議案件に入ります。まず、議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

係長 1 ページ議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、2 ページ農地法第 3 条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

### 事件番号 1 番 説明

議長 長 事件番号 1 番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委員 補足等は別にありません。

議長 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委員 受ける方は、農業をされているんですか。

係長 引き継ぐ形となっております、これまでも手伝いをされていた様子です。

議長 長 よろしいですか。他にないようですので、それでは採決に入ります。事件番号 1 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 1 番について許可と決定いたします。

議長 長 続きます、事件番号 2 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係長 事件番号 2 番 説明

- 議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。
- 委 員 問題はありません。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号2番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番について許可と決定いたします。
- 議 長 次に、議案第31号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。
- 係 長 7ページ議案第31号 農用地利用集積計画の決定につきまして、8ページをお願いします。  
こちらは機構への所有権移転となります。
- 次に、9ページをお願いします。こちらは機構からの所有権移転となります。
- 次に10ページをお願いいたします。農用地利用権設定等計画一覧表、継続分になります。
- 次に15ページをお願いいたします。農用地利用権設定等計画一覧表、新規分になります。
- 19ページをお願いいたします。1月分、継続、新規合わせて92筆、面積144,661㎡となっております。以上でございます。
- 議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委 員 新規が増えているのは、法施行前の駆け込みですか。

- 係 長 大体1月は多い状況にあります。
- 委 員 機構への移行はいつからですか。
- 係 長 来年7年の4月からですが、現在契約期間のあるものは、今の期限が終わってからになります。
- 議 長 よろしいですか。他に質疑ありませんか。質疑無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されました。
- 議 長 次に日程第3, 報告事項でございます。報告第18号、農地法第18条第6項の合意解約について、次に報告第19号、非農地証明願の届出について、次に報告第20号、農地の賃借料情報について、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 20ページ、報告第18号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、21ページをご覧ください。農地法第18条第6項に係る報告表です。  
1番 他3件合計9筆、合計面積、17,260㎡の合意解約となります。
- 続きまして、22ページ報告第19号 非農地証明願届出につきまして、23ページをご覧ください。非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。
- 他1件があり、合計面積は3筆で1,269㎡となっております。  
これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしく願いいたします。以上となっております。
- 続きまして、24ページ、報告第20号 農地法第52条の規定による賃借料情報につきまして、25ページをご覧ください。こちらは、令和5年1月から令和5年12月までの1年間に締結された宮若市における農地の賃貸借契約の実態に基づく賃借料水準をお示ししたものです。田の平均額は反当たり10,200円、最低額は5,000円でデータ数は427

筆となっております。また、畑の部では、平均額が 7,900 円で最低額が 1,570 円、データ数は 7 筆となっております。金額は四捨五入し 100 円単位としており、賃借料を物納している場合は、玄米 60kg 当たり 12,085 円に換算しています。また、使用貸借の場合は、集計対象から除いています。この概要について、広報 1 月号とホームページに掲載します。

- 議 長  ただ今の事務局からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたら  
  お願いします。ございませんか。
- 委 員  無償分を入れるべきではないでしょうか。無償分を除くなら何筆あるか  
  を示してはどうか。
- 係 長  今回初めてこのような標記の仕方で情報提供を行っておりますので、来  
  年以降、標記の仕方については検討します。
- 委 員  ホームページに今後掲載するのであれば、無償の表現をきちんとするよ  
  うにしてください。地域によって差があるので。
- 議 長  他によろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございま  
  すので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の  
  議事については、全て終わりました。